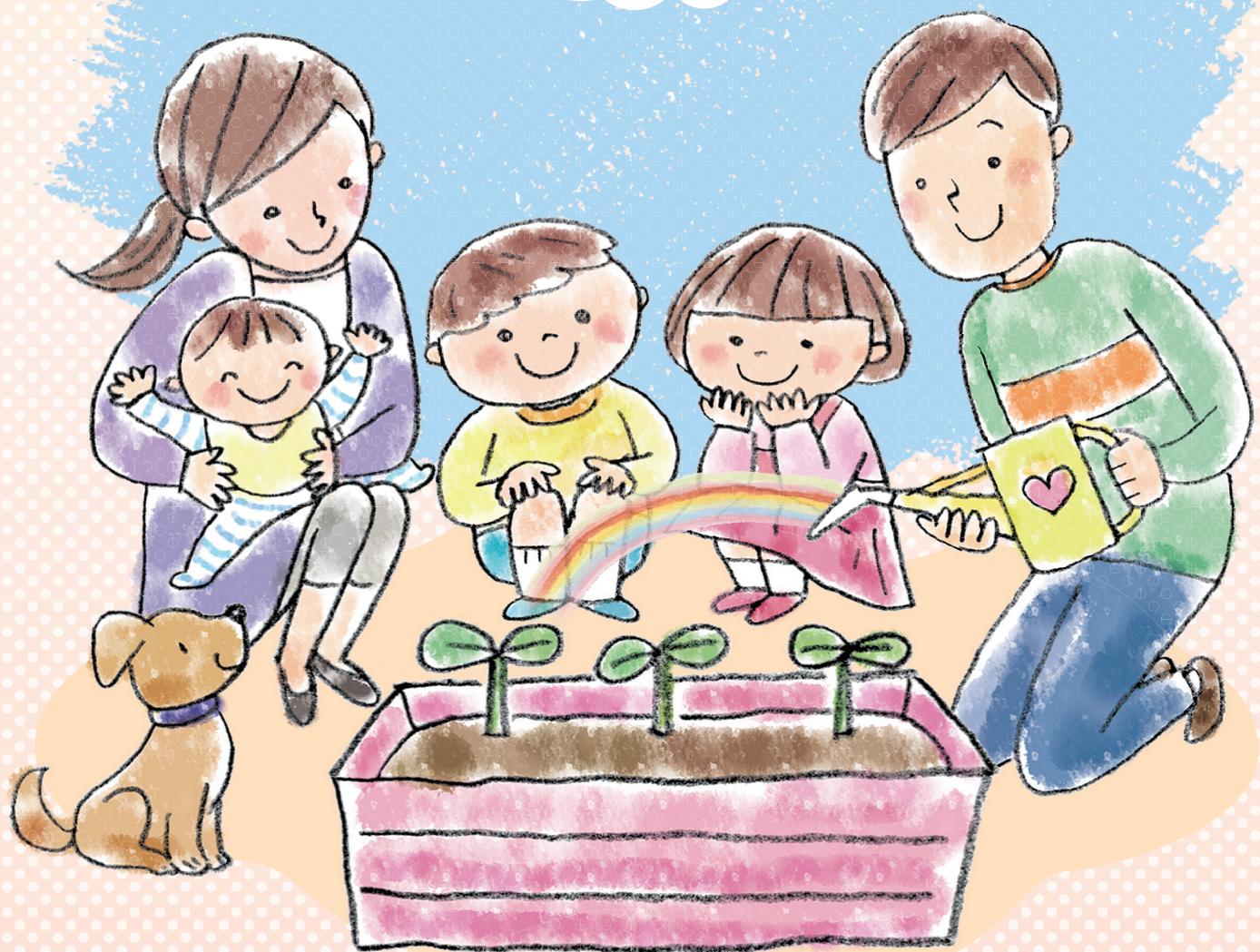


橋本市 子ども・子育て支援事業計画

概要版



平成27年3月

橋本市

♠ 計画策定にあたって ♠

計画策定の趣旨

わが国では、急速な少子化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など将来的に社会・経済への影響を与える懸念のある課題が深刻になっています。

このような状況の中、国においては、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」が、平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

本市でも平成19年3月に「橋本市次世代育成支援地域行動計画」を策定し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される社会の形成を図るため、様々な取り組みを進めてまいりました。また、平成22年3月には、「橋本市次世代育成支援地域対策行動計画（後期計画）～子ども・子育てのびのび夢プラン～」を策定し、子育てに関わるすべての支援策を進めてきました。

新制度による新たな施策が示されるなか、これまでの次世代法に基づく「橋本市次世代育成支援地域行動計画」を継承する計画として、支援法に位置づけられる「橋本市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援に向けた取り組みを推進するものです。

計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。

また、これまで取り組みを進めてきた次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画である「橋本市次世代育成支援地域対策行動計画（後期計画）～子ども・子育てのびのび夢プラン～」の基本的な考え方等を継承し、子どもとその家庭に関わる施策を体系化し、保健・医療・福祉・教育・住宅・労働・まちづくり等の様々な分野にわたり、総合的な展開を図るもので

計画の期間

この計画は、平成27（2015）年度を初年度として、平成 31（2019）年度までの5年間を計画期間とします。

平成	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度

橋本市次世代育成支援地域対策行動計画
(後期計画)～子ども・子育てのびのび夢プラン～

橋本市子ども・子育て支援事業計画

♣ 計画の基本的な考え方 ♣

1. 基本理念

～笑顔を未来へ～
子どもが輝くまち 橋本

2. 基本的な視点

1. 子どもの幸せを第一に考える視点
2. すべての子育て家庭を支援する視点
3. 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現を促す視点
4. 地域社会全体で子育てを支える視点
5. 地域の社会資源を活用する視点
6. サービスの量と質を確保する視点
7. 地域の実情に応じた取り組みの視点
8. 次代の担い手づくりという視点

3. 基本目標

- 基本目標 1 地域ぐるみで子育ち・子育て支援の充実
- 基本目標 2 親と子の健康の確保と増進
- 基本目標 3 子どもの成長に資する教育環境の整備
- 基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備
- 基本目標 5 仕事と生活の調和の促進
- 基本目標 6 子どもたちの安全の確保
- 基本目標 7 要保護児童への対応等、きめ細かな取り組みの推進



◆ 施策の体系 ◆

基本目標1 地域ぐるみで子育ち・子育て支援の充実



主要課題	施策の方向
(1)地域における子育て支援サービスの充実	①地域ぐるみの子育て支援 ②情報提供と相談活動の充実 ③仲間づくりの場の充実
(2)教育・保育サービスの充実	①教育・保育サービスの量と質の確保 ②多様な保育サービスの提供 ③幼児期の教育・保育の一体的提供
(3)子どもの居場所づくり	①放課後児童対策の充実 ②児童館等の充実

基本目標2 親と子の健康の確保と増進



主要課題	施策の方向
(1)子どもと親の生命と健康を守る取り組み	①講座や教室、相談事業の充実 ②健診等の充実 ③食に関する体験学習等の充実 ④健康的な生活習慣の確立への啓発 ⑤思春期保健対策の充実
(2)小児医療の充実	①小児医療体制・夜間救急医療体制の充実 ②かかりつけ医等の普及 ③医療費に係る経済的支援

基本目標3 子どもの成長に資する教育環境の整備



主要課題	施策の方向
(1)学校教育環境の充実	①教育方法の改善と教員の資質向上 ②教育相談の充実 ③地域とつながる学校づくり
(2)家庭や地域の教育力の向上	①学習機会・情報提供の拡充
(3)児童の健全育成の取り組み	①体験活動等の充実 ②子どもを取り巻く有害環境対策の推進
(4)次代の担い手づくり	①世代間交流の促進

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備



主要課題	施策の方向
(1)安全なまちづくり	①安全・安心なまちづくり
(2)良好な住宅及び住環境の整備	①良質な住宅環境等の確保 ②開発時の子育て支援施設の整備促進

基本目標5 仕事と生活の調和の促進



主要課題	施策の方向
(1)仕事と子育ての両立の支援	①働き方の見直しの啓発活動 ②事業主への啓発活動 ③女性の再就職の支援

基本目標6 子どもたちの安全の確保



主要課題	施策の方向
(1)事故を防止する安全の確保	①安全な道路交通環境の整備 ②交通安全教育の推進 ③家庭での事故防止の啓発
(2)犯罪等の被害から守る活動	①地域ぐるみで犯罪を防止
(3)被害に遭った子どもへの支援	①カウンセリングや相談助言活動の充実

基本目標7 要保護児童への対応等、きめ細かな取り組みの推進



主要課題	施策の方向
(1)児童虐待防止対策の充実	①児童虐待防止ネットワークの充実
(2)ひとり親家庭の自立支援	①母子家庭等の自立のための支援 ②施策・取り組みについての情報提供
(3)児童発達支援施策の充実	①早期発見と療育、教育・保育の充実 ②支援が必要な児童へのサービスの充実



♥ 計画の目標値等 ♥

◆教育・保育等にかかる提供区域の設定◆

保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に考慮して、教育・保育提供区域を設定することとされています。

本市では市内の教育・保育の利用状況等を総合的に判断し、教育・保育提供区域に関して市全域を1区域として一体的に提供します。ただし、放課後児童健全育成事業においては、市内11地区で提供体制の確保を図ります

◆幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の内容◆

(単位：人)

	平成25年度(実績)			平成27年度			平成28年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
	3～5歳 教育のみ	3～5歳 保育の必要性あり	0～2歳 保育の必要性あり	3～5歳 教育のみ	3～5歳 保育の必要性あり	0～2歳 保育の必要性あり	3～5歳 教育のみ	3～5歳 保育の必要性あり	0～2歳 保育の必要性あり
①量の見込み (必要利用定員総数)	—	—	—	539	892	504	518	857	501
②確 保 の 内 容	認定こども園、幼稚園、保育所 (教育・保育施設)	596	869	426	675	897	468	593	858
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
	差 (②-①)	—	—	—	136	5	▲ 36	75	1
									▲ 3

(単位：人)

	平成29年度			平成30年度			平成31年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
	3～5歳 教育のみ	3～5歳 保育の必要性あり	0～2歳 保育の必要性あり	3～5歳 教育のみ	3～5歳 保育の必要性あり	0～2歳 保育の必要性あり	3～5歳 教育のみ	3～5歳 保育の必要性あり	0～2歳 保育の必要性あり
①量の見込み (必要利用定員総数)	514	851	491	500	826	483	496	820	474
②確 保 の 内 容	認定こども園、幼稚園、保育所 (教育・保育施設)	593	858	498	621	828	484	621	828
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
	差 (②-①)	79	7	7	121	2	1	125	8
									1

認定区分	概要(対象者)	対象施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、学校教育のみを受ける子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保育を必要とする子ども	保育所 認定こども園
3号認定 (保育認定)	満3歳未満の保育を必要とする子ども	保育所 認定こども園 地域型保育事業

◆地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容◆

	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
(1) 時間外保育事業（単位：人）						
①量の見込み	487	510	498	492	480	474
②確保の内容	—	1,157	1,223	1,223	1,407	1,407
差 (②-①)	—	647	725	731	927	933
(2) 放課後児童健全育成事業（単位：人）						
①量の見込み	463	490	482	470	464	444
②確保の内容	—	640	680	680	680	680
差 (②-①)	—	150	198	210	216	236
※放課後児童健全育成事業については全区域の合算値を標記しています。						
(3) 子育て短期支援事業（単位：泊数）						
①量の見込み	26	26	26	26	26	26
②確保の内容	—	300	300	300	300	300
差 (②-①)	—	274	274	274	274	274
(4) 地域子育て支援拠点事業（単位：人回/月）						
①量の見込み	839	1,253	1,243	1,220	1,199	1,178
②確保の内容	—	1,480	1,480	1,480	1,540	1,540
差 (②-①)	—	227	237	260	341	362
(5) 一時預かり事業						
(ア) 幼稚園の一時預かり（単位：人日）						
①量の見込み	429	687	660	656	636	632
②確保の内容	—	2,435	2,435	2,435	2,590	2,590
差 (②-①)	—	1,748	1,775	1,779	1,954	1,958
(イ) 2号認定による定期的利用（単位：人日）						
①量の見込み	13,613	21,142	20,303	20,171	19,582	19,435
②確保の内容	—	74,861	74,861	74,861	79,634	79,634
差 (②-①)	—	53,719	54,558	54,690	60,052	60,199
(ウ) その他の一時預かり（一時保育・トワイライトステイ）（単位：人日）						
①量の見込み	558	759	759	759	759	759
②確保の内容	—	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
差 (②-①)	—	1,741	1,741	1,741	1,741	1,741
(6) 病後児保育事業（単位：人日）						
①量の見込み	14	372	363	359	350	346
②確保の内容	—	580	580	580	580	580
差 (②-①)	—	208	217	221	230	234



(7) 子育て支援活動支援事業（ファミリーサポートセンター）（単位：件）						
①量の見込み	1,306	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350
②確保の内容	—	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350
差（②-①）	—	0	0	0	0	0

(8) 利用者支援事業（単位：箇所）						
①量の見込み	—	1	1	1	1	1
②確保の内容	—	1	1	1	1	1
差（②-①）	—	0	0	0	0	0

(9) 妊婦健診（単位：人日）						
①量の見込み	409	408	399	395	387	378
②確保の内容	—	430	430	430	430	430
差（②-①）	—	22	31	35	43	52

(10) 乳児全戸訪問事業（単位：人日）						
①量の見込み	409	408	399	395	387	378
②確保の内容	—	408	399	395	387	378
差（②-①）	—	0	0	0	0	0

(11) 養育支援訪問事業（単位：人日）						
①量の見込み	0	400	400	400	400	400
②確保の内容	—	400	400	400	400	400
差（②-①）	—	0	0	0	0	0

幼児期の教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

乳幼児数・園児数の動向を見ながら、認定こども園の整備を進めています。今後、平成 27 年度には公設民営のこども園が 2 園、平成 28 年度には私立のこども園が 2 園、平成 30 年度には公設民営のこども園が 2 園開園する予定です。

子どもたちが幼児教育から小学校教育へなめらかに移行するための取り組みとして、保育者と教員が相互参観や合同研修する機会や園児と小学生が交流する機会、小学校区内の園児同士が交流する機会を計画的に実施していきます。また、保育者と教員が連携して作成した橋本市幼児教育統一カリキュラムの実践による研修を通して、発達や学びの連続性の大切さを確認しあい、より充実した教育・保育に努めます。

橋本市子ども・子育て支援事業計画

概要版

平成 27 年 3 月

編集・発行：和歌山県 橋本市

〒648-8585 和歌山県橋本市東家一丁目 1 番 1 号

電話 0736-33-1111（代表）



「はしほう」